表２　ＬＥＤ照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光　　源　　色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm／W以上
昼白色	
白　色	60lm／W以上
温白色	
電球色	

備考）１　「光源色」は、ＪＩＳ　Z9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

２　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「ＬＥＤ照明器具」に含まれないものとする。

⑵　目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―２　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で100lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は25.5（±1.2）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は32.5（±1.5）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形ＬＥＤランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ．定格寿命は30,000時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均４㎎以下であること。 ウ．定格寿命は6,000時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率がランプ効率で50lm／W以上であること。 イ．定格寿命は6,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形ＬＥＤランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

２　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　C7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

３　本項の「電球形ＬＥＤランプ」とは、一般照明として使用する白色ＬＥＤ使用の電球形状のランプとする。

４　本項の電球形ＬＥＤランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　C8152―３（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法―第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

５　本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60％に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　C7620―２（一般照明用電球形蛍光ランプ―第２部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。

６　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

イ．電球形蛍光ランプを電球形ＬＥＤランプに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表１　電球形ＬＥＤランプに係るランプ効率の基準

全　光　束	光　源　色	ラ ン プ 効 率
400lm以上	昼光色	75lm／W以上
	昼白色	
	白　色	60lm／W以上
	温白色	
	電球色	